

施設設備整備等積立金取扱規程の一部改正(案)について

2026.2.4

趣 旨

この規程は、将来の施設設備整備等資産を取得するために必要な資金を毎年積み立てることについて定めているが、所有建物である「神奈川県総合医療会館」は、1997年3月に竣工してから、耐用年数の50年を折り返す29年以上が経過しており、設備関係を中心に大規模修繕等が見込まれている。

今後、増加する大規模な修繕、設備更新等に備えるため、次のとおり所要の改正を行いたい。

改正箇所

- ①第2条第2項
文言一部改正

- ②第7条第1項
文言一部改正

○改正の時期（予定）

令和8年2月4日から施行する。

施設設備整備等積立金取扱規程の改正（新旧対照表）

改正後	改正前（現行）
<p>（目的） 第1条 （略）</p>	<p>（目的） 第1条 この規程は、公益社団法人神奈川県病院協会（以下「この法人」という。）の有する施設設備整備等積立金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>
<p>（設置） 第2条 この法人は、特定資産として、施設設備整備等積立金を設けることができる。 2 施設設備整備等積立金は、施設設備整備等資産の取得ならびに修繕、設備更新等をするための積立金であり、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第3項第3号に規定する特定の財産の取得または改良に充てるために保有する資金とする。</p>	<p>（設置） 第2条 この法人は、特定資産として、施設設備整備等積立金を設けることができる。 2 施設設備整備等積立金は、施設設備整備等資産を取得するための積立金であり、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第3項第3号に規定する特定の財産の取得に充てるために保有する資金とする。</p>
<p>（積立） 第3条 （略） 2 （略）</p>	<p>（積立） 第3条 施設設備整備等積立金は、理事会の決議を受けた金額を積み立てる。 2 前項に規定する場合のほか、毎事業年度、第4条に規定する積立限度額と既積立額との差額を、残存年数で均等に除した金額を積み立てる。</p>
<p>（積立限度額） 第4条 （略） 2 （略）</p>	<p>（積立限度額） 第4条 前条の規定にかかわらず、施設設備整備等積立金の積立限度額は179,480,000円とし、当該金額を超えて積み立てることはできない。 2 前項の積立限度額の算定根拠は、所有建物の建設時価格とし、別表1において定める。</p>
<p>（運用） 第5条 （略）</p>	<p>（運用） 第5条 施設設備整備等積立金の運用対象は、次のとおりとする。 一 国債、地方債及び政府保証債 二 金融機関への預貯金 2 施設設備整備等積立金は、他の資金と明確に区分して運用しなければならない。</p>

<p>(運用益) 第 6 条 (略)</p> <p>(取崩) 第 7 条 施設設備整備等積立金は、施設設備整備等資産の取得ならびに修繕、設備更新など、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。 2 (略)</p> <p>附 則 この規程は、平成 27 年 3 月 4 日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成 31 年 2 月 6 日から施行する。</p> <p>附 則 <u>この規程は、令和 8 年 2 月 4 日から施行する。</u></p>	<p>(運用益) 第 6 条 施設設備整備等積立金から生ずる運用益については、管理運営及び収益事業に使用し、又は当該資金に積立てるものとする。</p> <p>(取崩) 第 7 条 施設設備整備等積立金は、施設設備整備等資産を取得する場合を除いて、取り崩すことができない。 2 前項の規定にかかわらず、この法人の公益目的事業の遂行上やむを得ない場合には、理事会の決議により、施設設備整備等積立金の全部又は一部を取り崩すことができる。</p> <p>附 則 この規程は、平成 27 年 3 月 4 日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成 31 年 2 月 6 日から施行する。</p>
---	---

〔本件は、承認事項1「施設設備整備等積立金取扱規程の一部改正(案)」が原案通り承認されることを前提として、提出いたします。〕

神病理250802

2025年度 施設設備整備等積立額について

施設設備整備等積立金取扱規程に則り、次年度以降に見込まれる大規模修繕等に備えるため、2025年度中に下記のとおり積立てることとする。

積立額 25,000,000円

○施設設備整備等積立金の内訳

2024年度末残高	99,280,374円
+今回承認積立額	25,000,000円
年次積立額	2,110,000円
2025年度末残高	126,390,374円